

平成30年7月20日WG 事務局資料  
浜松市提案書

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	<p>再生可能エネルギー等を活用して発電する地産の分散型エネルギーを、地域内のスマートコミュニティで活用する「分散型エネルギーの地産地消」システムを構築する。近接や隣接地におけるスマートコミュニティでの活用の場合、自営線による電力融通及び熱導管による熱融通を行う。</p> <p>自営線の敷設が難しくなる遠距離の市内スマートコミュニティの場合は、一般送配電事業者が保有する既存の送電ネットワークを活用し、別の場所にあるスマートコミュニティへ電力融通する。</p> <p>①分散型エネルギーの導入 ・地域のスマートコミュニティの分散型エネルギーとして活用できる再生可能エネルギー等由来の発電所の立地促進 ・エネルギー貯蔵システムの導入</p> <p>②スマートコミュニティの創出、地産エネルギー活用 ・スマートコミュニティ(グリッド)の形成 ・市内発電所からの電気と熱の融通</p> <p>③エネルギー産業の創出 ・エネルギー供給ビジネスの創出 ・電力供給や余熱利用による地域活性化</p>	<p>エネルギーに不安のない強靱で低炭素な社会「浜松版スマートシティ」の実現に向け、地域で使う電力を地域で創り、地域で賢く使う、「分散型エネルギー」システムを構築する。地域で生まれる分散型エネルギーを、地域内のスマートコミュニティで活用することにより、エネルギーセキュリティに優れた、安全安心なまちづくりを目指す。</p> <p>これにより、地域企業にとっては安定的な事業活動ができる都市、市民にとっては安全・安心・快適な社会生活ができる都市という、魅力ある都市づくりにつながる。</p> <p>さらには、本事業を通じて、エネルギー供給ビジネスや、余熱利用などによる地域活性化ビジネスなど新ビジネスモデルの創出、新たな環境・エネルギー産業ビジネスの創出にも寄与する。</p> <p>これら、分散型エネルギーの地産地消を進めることにより、エネルギーに不安のない強靱で低炭素な社会「浜松版スマートシティ」の実現を図る。</p>	<p>分散型エネルギー発電施設から、市内のスマートコミュニティ(グリッド)に電力供給する方法として、特定供給があるが、特定供給は、同一構内及び隣接する複数の構内に限られるとともに、電気の供給者と需要者の間に、生産工程、資本関係、人的関係等における密接な関係が必須である。</p> <p>非常時(大型停電時)において、近接地に発電施設があっても、地域需要家に電力供給できない。</p> <p>自己託送は、電気の供給者と需要者の間に、生産工程、資本関係、人的関係等における密接な関係が必要であり、その要件を満たす所有施設に限定されている。</p> <p>再生可能エネルギー由来電源を地域で地産地消する場合であっても、小売電気事業者は、再生可能エネルギー賦課金の負担が必要である。</p> <p>風力発電やバイオマス発電等では、環境アセスメントに3年程度の時間を要している。</p> <p>太陽光発電やバイオマス発電等の施設導入に対し、隣接地に施設導入に適した用地があっても、農振農用地や市街化調整区域で開発が許可されないなど、農業法令や都市計画法法令等により、適地への立地が制限される場合がある。</p>	<p>電気事業法第27条の31第1項第1号 電気事業法施行規則第45条の22、第45条の24</p> <p>電気事業法第27条の31第1項第1号 電気事業法施行規則第45条の22、第45条の24</p> <p>電気事業法第2条第5号・第6号、第17条第1項 電気事業法施行規則第2条第1項、第3条</p> <p>再エネ調達特別措置法第37条</p> <p>環境影響評価法</p> <p>農業振興法第15条の2 農地法第4条、第5条 都市計画法第33条、第34条</p>	<p>市内での発電施設からの特定された市内スマートコミュニティ(グリッド)への電力供給は、特区内においては、可能とする。</p> <p>非常時(大型停電等)には、近接地の発電施設から、事前に許可を受けた施設、グリッドに対し、自営線による電力供給を可能とする。</p> <p>市内での発電施設からの特定された市内スマートコミュニティ(グリッド)への電力供給は、特区内においては、可能とする。</p> <p>大量電力消費事業者が、再エネ賦課金を減免されるのと同様に、地産の再エネを地域で消費する場合に、賦課金の減免を認める。</p> <p>ゾーニング手法などにより、市が事前に適地や課題抽出した場合において、環境アセスメントの審査期間の短縮を図る。</p> <p>スマートコミュニティの近接地など、特区内の再エネ導入適地内において、周辺農地や住宅地などの影響を考慮した中で、立地を認める。</p>
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	<p>携帯電話の基地局がない地域において、観光客が集中する期間や地域振興イベント開催時に、携帯電話事業者が無線中継装置を搭載した係留気球を設置することにより、携帯電話の通信環境を確保する。</p>	<p>設置する係留気球には、Free Wi-Fiを搭載するため、外国人観光客がこれまで訪れたことのない地域を訪問し、隠れた地域の魅力を世界に発信することになる。</p> <p>また、携帯電話不感地域において、登山者等の安心・安全を確保することになる。</p>	<p>携帯電話事業者が無線中継装置を搭載した係留気球を設置することは、自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより通信の円滑な実施を確保できない場合又はその訓練を行う場合に限定されている。</p>	電波法関係審査基準別紙1第3	<p>過疎地域において円滑な通信が確保されない場合で、かつ地域振興に資する場合には、その通信を確保するために、携帯無線通信を行う係留気球を設置することができることとする。</p>
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	<p>外国人活用に積極的な一定条件を満たした企業を「グローバル企業」として浜松市が認定する。認定された企業は、外国人を新たに雇用し在留資格を申請する際、入国審査の期間短縮と提出書類の簡素化が認められる。なお、「グローバル企業」の認定手続きは、入国・在留、外国人の起業・事業所開設、生活全般に関する情報提供と相談、観光・ビジネス情報の提供を行う場として設置する「外国人ワンストップセンター」で行う。</p>	<p>浜松市から「グローバル企業」として認定を受けることにより、外国人材を雇用する場合の在留資格取得認定証明書交付申請に係る審査期間の短縮、提出書類の簡素化が可能となり、外国人材の雇用の拡大、外国人材の活用に積極的な企業のグローバル化が促進され、地域経済の活性化が期待できる。</p> <p>また、外国人の入国・在留や起業・事業所開設、観光・ビジネス情報、地域生活に関する情報提供と相談サービスが受けられる「外国人ワンストップセンター」の設置により、外国人材の定住化の促進が期待できる。</p>	<p>特に中小企業が外国人を雇用しようとする場合、手続きが煩雑な上、就労ビザの可否が予測しにくく、雇用をためらうことに繋がっている。実際のヒアリングで次のような声があった。</p> <p>i) 中小企業(アイゼン、ROKI、呉竹荘)が、外国人を雇用するために、就労ビザの申請手続きをする際、かなりの手間がかかり、場合によっては認められないケースもあった(手続きに手間取ったため入社時に間に合わなかった事例あり)。</p> <p>ii) 静岡大学の留学生の、地元での就職希望が高い中、外国人の就労制限により、就職先が限定されてしまい、その能力を地域で活かしきれない。</p> <p>iii) 中小企業に対する外国人労働者の就労許可基準はかなり厳しいとの印象がある(静岡国際言語学院、公益財団法人国際人材育成機構より)。</p>	出入国管理法第7条、上陸基準省令	<p>海外進出等のため中核人材として外国人を雇用しようとする中小企業で、市が「グローバル化推進企業」と認定したものについては、外国人の雇用に係る手続きを簡略化できるようにする。</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	国土縮図型都市と呼ばれる豊かな自然環境や都市部を抱える本市において、交通事故件数の削減や移動手段の確保など交通課題の解決を目的に、自動運転技術の実証実験を行う。	我が国の基幹産業である自動車産業は、IT企業を巻き込み世界で激化する自動運転技術の開発競争に直面している。国土縮図型都市と呼ばれる本市では、様々な実験ニーズに対応した実証実験が可能であり、開発スピードを加速化させることが期待できる。	・ジュネーブ条約および道路交通法では、車両運転者の存在を必須とし、また、運転者の適正操縦を求めているため、自動運転の実証実験における障壁となっている。 ・道路法(道路構造令)では、道路の構造、標識、情報提供装置等の基本事項を規律しているため、自動運転の実証実験にあたっては、これらの設備の活用幅が狭まっている。 ・道路運送車両法では、自動車の構造等が定められており、これらの基準に適合しない車両は運行を禁じられているため、車両の改造に制限が生じている。 ・道路運送法では、旅客自動車運送事業や貨物自動車運送事業などを規律しているため、実証実験の幅が狭まっている。	・道路法(道路構造令) ・道路交通法第70条 ・道路運送車両法40条、41条、42条 ・道路運送法	本市において、自動運転の実証実験を実施するにあたっては、期間限定で法規制を凍結(レギュラトリーサンドボックス)する。
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	1,000 km <sup>2</sup> を超える本市中山間地域を実証実験エリアとして、医療、災害、産業、通信などの各分野において、サンドボックス制度を活用した小型無人機(ドローン)の飛行実験を行い、ドローンを安全に飛行させるためのルールを検討する。	今後益々活用が期待される小型無人機(ドローン)の実証実験の場を積極的に提供することにより、技術革新を促すとともに、安全に飛行させるためのルールを検討することができる。また、人口密集地区が少ない中山間地域において行う実証実験及び都市部での実験、さらに実験結果を踏まえて検討した飛行ルールは全国展開が可能である。	・航空法では、小型無人機(ドローン)の飛行禁止区域が定められており、空港周辺の空域、地表又は水面から150メートル以上の空域、人口集中地区がこれに該当する。 ・同じく航空法で小型無人機(ドローン)の飛行方法が規定されており、夜間飛行、目視外飛行、人・物件間の距離が30メートル未満の飛行、イベント上空での飛行、物件を投下させる場合などには国土交通大臣の承認が必要である。	・航空法第132条、第132条の2 ・航空法施行規則第236条、第236条の2	本市において、ドローン飛行の実証実験を実施するにあたっては、期間限定で法規制を凍結(レギュラトリーサンドボックス)する。
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	機動的かつ効率的な森林整備による森林の多面的機能の強化並びに素材生産量の拡大等に向け、以下の3事業を推進する。  【1】組合員以外の事業の拡大 一森林組合が、地域全体の森林整備を加速・拡大するため、組合員に対する事業分量を超えて①他の森林組合が実施する森林施業の下請け、②区域外における森林施業、③組合員以外の者に対する事業を実施する。  【2】林業普及指導員の設置 高度で多様な技術や知識を的確に林業現場に普及する林業普及指導員を本市に置き、機動的かつ高度な市町村主体の森林整備を推進する。  【3】森林組合職員の事務作業の軽減 総代の定数を削減し、森林組合職員の総代会に関わる事務作業を軽減する。	・一森林組合の区域内において、経営、人員などの観点から事業が実施しきれない場合、他の森林組合がその組合の事業を実施することにより森林整備が進み、森林の多面的機能が強化されると共に、素材生産量が増加する  ・市町村職員の技術・知識・専門性等の向上により、市町村の森林整備体制が強化される。 ・県に配置された林業普及指導員との連携により、高度で多様な技術・知識をよりの確に林業の現場に普及することができる。  ・森林組合職員において、総代会及び総代の確保(選挙)に係る事務量が軽減され、森林整備に係る業務時間の確保につながる。 ・業務時間の確保により、森林整備面積が拡大する。	森林組合法により、1事業年度における事業について、組合員以外に対して実施する事業の分量の額は、組合員に対して実施する事業の分量の額を超えてはならないと規定されているため、1事業年度における組合員以外に対する事業実施が制限されている。  森林法において、「都道府県に林業普及指導員を置き、その都道府県の職員をもつて充てる」と規定されており、市町村職員は林業普及指導員になることができない。  森林組合法において、「総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の4分の1(その総数が800人を超える組合にあっては、200人)以上でなければならない」とされている。	森林組合法第9条第8項  森林法第187条第1項  森林組合法第65条第3項	一森林組合が、他の森林組合の区域において実施した事業のうち、市が認可した事業については当該法令における「事業の分量の額」の対象外とする。  市町村にも林業普及指導員を置くことができるよう、林業普及指導員の資格要件を拡大する。  総代の定数を組合員の総数の5分の1(その総数が800人を超える組合にあっては160人)以上に緩和する。
浜松市	国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区	森林経営計画の区域要件を緩和し、民間企業が森林経営計画の策定を推進して地域の森林経営に積極的に参画する。	・民間企業等による森林経営計画の策定が進み、地域の森林整備が拡大する。 ・森林経営計画が策定されていなかった地域での計画策定面積の増加や森林整備の推進により、木材生産量が増加する。 ・森林組合と民間企業等の競争が生まれ、森林所有者に森林施業の選択肢が広がる	・民間企業は、森林組合に比べ森林所有者に関する情報量不足や施業実績が乏しく森林所有者の同意が得られにくいことなどから、森林経営計画の策定要件を満たすことが困難。 ・具体的には、属地計画(区域計画)策定要件の「一定区域において」30haの面積規模を確保することが困難(※)。  ※ 森林経営計画(属地計画/区域計画)の対象森林は、「当該森林を含む区域(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。)において三十ヘクタール以上」と定めている。  ・民間企業は、森林組合に比べ森林所有者に関する情報量不足や施業実績が乏しく森林所有者の同意が得られにくいことなどから、森林経営計画の策定要件を満たすことが困難。 ・具体的には、属人計画策定要件の「100ha以上であること」が困難(※)。  ※ 森林経営計画(属地計画/区域計画)の対象森林は、「当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合 100ヘクタール以上」と定めている。	森林法施行規則第33条第1項  森林法施行規則第33条第2項	森林経営計画(属地計画(区域計画))の対象森林を「当該森林が三十ヘクタール以上であること。」に緩和する。  森林経営計画(属人計画)の対象森林を「森林経営管理法に定める林業経営者(意欲と能力のある林業経営者)については、50ヘクタール以上であること。」に緩和する。